

第1回登別市水道事業運営審議会議事録

開催日時

平成30年3月28日（水）午後2時

開催場所

登別市役所 第二委員会室

出席者

委員7名（会長、副会長含む）

事務局

12名

1 正副会長の選出

（事務局）

日程の1の（1）委嘱状交付式に続きまして、日程の2の（1）、正副会長の選出ということになります。

それでは、ただ今から、第1回登別市水道事業運営審議会を開催の運びとなりますが、条例上、審議会は会長が招集することとなっておりますので、会長選出までの間は、私が進行にあたらせていただきます。会長選出後に、正式に第1回審議会に移りたいと考えております。

当運営審議会は、登別市水道事業運営審議会条例に基づき審議されることとなります。なお、委員の任期は、今回の諮問に係る答申が終了したときまでとなっております。

運営審議会の条例については、皆様の机の上に配布しておりますので、ご参照ください。

それでは、会長及び副会長の選出についてであります。登別市水道事業運営審議会条例の規定により、委員の互選により選出することとなっております。

委員の皆様より、立候補、推薦などはございますでしょうか。

（委員）

事務局案がありましたら、お示ししていただきたい。

（事務局）

委員より、事務局案でとの発言がありましたので、事務局の提案をお願いいたします。

(事務局)

今回の審議会では、水道料金の改定についてご審議いただく予定であります。そういうことから、会計分野の専門的知見をお持ちの山田祥夫委員に会長を、水道分野を含む環境衛生工学を専門とした技術的知見をお持ちの吉田委員に副会長を、お願いしてはいかがでしょうか。

(事務局)

事務局より、会長に山田祥夫委員を、副会長に吉田委員との提案がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(事務局)

委員の皆様より異議なしの声をいただきましたので、会長に山田祥夫委員お願いいたします。副会長に吉田委員お願いいたします。

それでは、会長、副会長が選出されましたので、山田祥夫会長、会長席へお移り願います。

(山田委員、会長席に移動)

(事務局、会長席に会長札を設置)

2 諮問書手交

(事務局)

それでは続きまして、日程2の(2)諮問書の手交になります。

これより、市長より諮問書を手交いたしますので、席の前へ移動をお願いいたします。

(両名が会長席前に移動し、市長から会長に諮問書手交)

(諮問書手交後、会長、市長着席)

3 市長挨拶

(事務局)

ここで、小笠原市長より、ご挨拶をお願いいたします。

(市長)

皆様、あらためましてこんにちは。

非常にお忙しい日中に、このように皆様にご出席いただいたことに、心より感謝申し上げます。この場をお借りしまして、水道事業の推進に対しまして、またそれ以外の市政全般に渡りまして、皆様方に深いご理解そしてご協力をいただいておりますことも、この場にあわせて、厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

早速ですが、ただ今、諮問させていただいた内容につきましては、先ほど事務局からもありましたが、水道料金の改定についてでございます。いきなりですが2020年には積立金が底をつきます。よって2021年からは確実に赤字経営になると見込んでおります。これは経営努力のみでは、なかなか事業運営が出来ないことが明らかになってまいりました。今のところ、切り詰めておりますけれども、なかなか思うようにいかない状況になってきております。

その理由はと申しますと、一つは市民生活のために、そして企業の経済活動のために、この水道というのは、非常に大事なライフラインであるということは、皆様重々承知だとは思いますが、この水道事業を安全で安心なものにしていかなければいけないはずなのですが、実はその一方で、今我々が所有しております施設の相当の老朽化が判明しております。しかしながら、現在の水道料金収入の中で、賄えている範囲をおよそ超える時期が来たというふうに認識をしていただければありがたいなというふうに思います。水道施設の更新もまもなく迎えるものがでてきます、今までは管だけでも難しかったものが、浄水場ですとか、配水池様々な大きい施設の更新が迫られます。さらに耐震化を伴うものの中にはございますので、改修だけではなく新築という選択肢も迫られてきているのも事実でございます。

そういう中で、現在水道事業ビジョンで掲げております基本理念の中に、暮らしを守り、信頼される水道供給を目指してという文言がありますが、長期的な経営の基本計画であります、登別市水道事業経営戦略を策定したところでございます。今私が冒頭にお話した内容が、実はその策定した戦略に記述されております。

皆様方には、本当に立場的につらい時もあるかもしれませんが、慎重な審議を迫られることと思います。しかしながら、まずは登別市民の安全安心のためにはどういった選択肢を私たちが作るべきか、というところを皆様それぞれの目線でぜひとも審議していただきければ、ありがたいなと思います。

これから複数回に渡って、忌憚の無いご意見をいただきながら、最終的には、

この貴重な時間の結果として、水道料金について、様々なことを決めなければならないので、どうか皆様方にはこれまでの長い歴史をご理解の上、慎重にご審議していただければと思います。

今後とも、皆様方におかれましては、様々な場面でご活躍をいただき、またときには、こういった情報が皆様の友人であったり、所属する会や会社等にフィードバックされながら周知されていきますことを節にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶にかえさせていただきたいと思います。

長時間にわたると思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

ここで、市長は、公務の都合により、退席させていただきます。

(市長退席)

4 会長挨拶

(事務局)

ここからは審議に入りますので、これ以降は山田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

(会長)

それではまず、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

会長に選出されました山田祥夫と申します。登別市水道事業運営審議会会長という重責を担うことになりました。水道でございますが、蛇口をひねって水を出さないで1日の生活を終えるというようなことを出来るかということ、非常に難しいと、必ず1日1回は蛇口から水を出すというくらい、ライフラインとして非常に水というのは重要なものでございます。その水が安心安全なものとして将来に渡ってずっとこれが引き続かれていくということは、非常に大切なことでございます。一方で、国も登別市もそうでございますが、少子高齢化にあるなかで、水の需要というものが確実に減っていきます。あとは水道事業の運営といった立場から考えてみますと、先ほど言いました通り、少子高齢化ということですので人的制限や経済的、財源的な制限が強くなっている現在も問題として、認識されているところではあります。このような状況の中で、登別市が将来に渡って、安心安全な水を、効率的な事業によって賄えているということがとても大切なことですので、今日お集まりいただきました皆様には、活発な意見を頂戴いたしまして登別市の皆様によりよい答申が出来ればと考えておりますので、どうぞよろしく

お願いいたします。

それではここで、本審議会の出席委員は9名のうち、7名でございます。お手元に登別市水道事業運営審議会条例ございますが、こちらの第5条第2項に審議会は委員の半数以上が出席することで開催されるということですので、本審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、はじめに議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、1回の会議ごとに五十音順で2名ずつお願いしたいと思います。

5 諮問事項説明及び質疑

(会長)

式次第、日程の2の(5) 諮問事項説明及び質疑に入りたいと思います。

では、第1回目の本日は、水道事業の現状などについて、事務局より情報提供いただいた後、諮問事項でございます「水道料金の改定について」こちらについて説明を受けまして、質疑を行いたいと思います。それを受けまして、第2回目は水道料金改定の是非にかかる審議を行いたいと思います。審議内容の説明の前に、「登別市水道事業の現状について」と「登別市水道事業経営戦略について」の2点について、1つずつ事務局より説明を受けた後に、これらに関する質疑を行いたいと思います。

それでは、事務局より「登別市水道事業の現状について」、説明を願います。

(事務局)

ここで説明に入る前に、事務局の紹介をしたいと思います。

(順次自己紹介)

(事務局)

それでは、説明の前に資料の確認をさせていただきたいと思います。

事前に郵送にての配布資料としまして、登別市水道事業ビジョン（本編）、登別水道事業ビジョン（資料編）、登別市水道施設整備計画、登別市水道事業経営戦略、水道料金の改定についての計5部を配布させていただきました。また、当日の資料としまして、お手元に、式次第、委員名簿、登別市水道事業運営審議会条例、経営戦略所管事務用資料、配置図の計5部と、報酬等口座振替申出書及び返信用封筒を配布させていただいております。資料の足りない方、お忘れの方などいらっしゃいませんか。

それでは引き続き「登別市水道事業の現状について」説明させていただきたいと思えます。

まずは、登別市水道事業の概要といたしまして、当市の水道事業は昭和25年より給水を開始しております。平成28年度末の現在給水人口は48,429人給水普及率は98.65%となっており、市内のほとんどの方が、水道水を利用しています。次にこちらは登別市給水区域図となります。登別市水道事業は3箇所浄水場、10箇所の配水池、3箇所のポンプ場の計16施設により市内給水区域を網羅しております。

次に各浄水場の水源ですが、温泉浄水場はクスリサンベツ川、幌別浄水場は来馬川と地下水、千歳浄水場は登別川を水源としています

次に水道水が出来るまでのフローについてですが、一般的なフローとして川、取水口から水を取り、浄水場で機械、薬等で浄水処理して水を作ります。作った水は、浄水場から直接各家庭などに送るわけではなく、高台にある配水池に送り一度水を貯めてから、各家庭に運ばれる仕組みとなっております。次にこちらのイラストが先ほど説明した浄水場での機械、薬等を使った浄水処理の仕組みの図となります。大きくは4つの池、着水井、沈殿池、ろ過池、浄水池を通りそれぞれの地点で薬を入れて水を作っています。幌別浄水場、温泉浄水場では凝集剤、次亜塩素酸ソーダ、苛性ソーダ、炭酸ガスという4種類の薬を使用しています。

次にこちらは給水装置のイラストとなります。配水池に貯められた水は道路の下に埋設されている、配水管という水道本管より、各家庭などに運ばれています。青色の線が給水管といい、維持管理は所有者となります。宅内にある水道メーターのみ市の管理で、計量法により8年に1回メーターを取り替えています。

次に水道施設の状況について説明させていただきたいと思えますが、主な水道施設として、浄水場、配水池、管路があります。登別温泉浄水場については昭和41年建設で51年が経過、幌別浄水場は昭和37年建設で55年が経過し、多くの施設が今後10年以内に耐用年数を迎える施設となっております。こちらは、温泉浄水場の沈殿地内の腐食の状況です。同じく幌別浄水場の沈殿地内の腐食の状況です。どちらも錆コブ等腐食状況が見てわかると思えます。こちらは幌別浄水場の電気室です。昭和37年の建設時以来ほとんど手がつけられておらず、古い状況です。こちらは平成26年に起きた若草第一配水池からの送水管の漏水事故の写真です。こちらも平成26年3月に起きた橋の下に布設している水道管の漏水状況の写真です。橋の下から川に向かって水が噴き出している状況がわかると思えます。次にこちらも平成26年12月経年劣化による漏水の写真です。過

去3か年の漏水件数ですが、上の表が委託により専門業者に依頼して調査、発見し、修理した漏水件数です。下の表が一般修繕として、市民の方からの通報、連絡により発見し、修理対応した漏水件数です。年間約100件の漏水を発見し、修理しておりますが、地上に出てきておらず発見出来ていない漏水も多く存在していると思われま

す。次に水道の利用量についてですが、グラフは平成19年から平成28年までの10年間の有収水量を示しています。見てのとおり、水の使用量は年々減少傾向にあります。原因としては、給水人口の減少や節水意識の向上、節水型のトイレの普及などが考えられます。併せて水の利用量の減少とともに、水道料金収入も減少傾向にあります。繰り返しにはなりますが、当市水道事業の状況としましては、施設は古くなり、漏水等懸念も多くなっていく一方、給水人口の減少とともに水道料金収入は減少傾向にある状況です。

以上で、「登別市水道事業の現状について」の説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様より、ただ今説明のありました、「登別市水道事業の現状について」、ご質問等があれば挙手にてお願いいたします。

(委員)

2点あります。1点は、水道メーターを交換するのが8年に一回となっておりますが、もう少し長く使用することで、支出が抑えられると思うので、最初の投資が高くても、10年や15年使える物の方がいいのではないかと、とういことと、漏水件数が年間100件とあるが、これは多いのか少ないのか、また老朽化によって増えているのか、減っているのかがわからないが、どうなんでしょうか。

(事務局)

1点目のメーター交換についてですが、計量法という法律で定められておりました、水道のメーターにつきましては、検満が8年となっております。料金をいただいて測定しているメーターですので、法律を順守して8年を超えない範囲ギリギリまで使用して、8年周期で交換する形で、やむなくそのような状況になっております。

(委員)

やむなくであれば、本当はもっと長く使用できるのでしょうか。法律的には8年と言われていますが、製品としてはもう少し使えると思っております。よろしいのでしょうか。

(事務局)

製品としては、もつのかもしれませんし、8年経過したからといって使えなくなる訳ではないのですが、料金をそれで測定する場合は、法律では、使ってはいけないとされています。メーターも動いていますし、測定するだけであればいいのですが、それで料金をかけることができないですし、正式な数字ではないということになりますので、やむなく8年で交換している状況であります。

もう一つ漏水の件数についてですが、一概に他自治体と比較することはできないのですが、ただ、現状として道路に入っている本管なり、個別で引いている給水管になるのですが、それらがやはり老朽化している状況の中で、今現状はこれだけ発生しているという状況をお示ししたものです。多い少ないとなると、なかなか答えづらい部分ではあります。

(委員)

それでは、過去に何年間位遡れば、毎年どの位増えているとかはわかりますか。少しずつ漏水が増えているのがわかると、老朽化しているということが、わかると思うのですが、単純に比較はできないのでしょうか。

(事務局)

過年度に比べますと、漏水の件数は増えてきてはおります。

(委員)

市民に解りやすく伝えるためには、年数毎にこんなに増えてきているという状況を説明できれば、老朽化が目に見えない部分でこんなに進んでいるということを理解できるのではないのでしょうか。ぜひその辺りも検討していただき、3年なり5年分の漏水件数のデータを提示していただければ、市民としても理解できるかと思えます。

(会長)

その他、質問ございますでしょうか。無いようですので、引き続き事務局より「登別市水道事業経営戦略について」、説明を願います。

(事務局)

それでは、事務局より、「登別市水道事業経営戦略について」ご説明させていただきます。

経営戦略策定の経緯につきましては、水道事業は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っております。今現在登別市水道事業の課題についてであります。人口減少等により水需要は低迷し、それに伴い給水収益は今後減少することが見込まれています。しかしながら、事業運営に

にあたっては、安全で安心な水道水を安定して供給できるように、必要な水道施設等の更新や耐震化を進め、施設や管路の健全性を維持しなければなりません。これらのことから、水道事業を取り巻く経営環境は、益々厳しくなることが予想されます。このような状況の中でも、引き続き水道事業を継続していくためには中長期的な経営の基本計画の策定が必要になります。このようなことから、本市水道事業では、平成30年度から平成41年度までの12年間を計画期間とする「経営戦略」を策定いたしました。

続きまして、経営戦略の概要についてであります。まず構成につきましては第1章「登別市水道事業経営戦略」の策定にあたって、第2章事業概要、第3章将来の事業環境、第4章経営の基本方針、第5章投資・財政計画（収支計画）第6章経営戦略の事後検証、更新等に関する事項の6章だてとなっております。給水人口や水需要予測を踏まえた将来の事業環境を予測し、「投資・財政計画」を策定し、課題の解決に向けた取組を定めております。

続きまして、経営戦略の位置づけについてであります。事前にお渡ししております、平成28年1月に策定いたしました「登別市水道事業ビジョン」及び「登別市総合計画（第3期基本計画）」との整合を図り、これも事前にお渡ししております、平成28年8月に策定いたしました「登別市水道施設整備計画」の事業内容を反映したものとなっております。厚生労働省の作成の新水道ビジョンがありまして、それに登別市総合計画があり、それを踏まえ登別市水道事業ビジョンがありまして、登別市水道施設整備計画こちらが投資計画となりまして、登別市水道事業経営戦略こちらが財政計画となります。

続きまして、計画期間についてであります。平成30年度から平成41年度までの12年間とし、4年毎に検証を行います。

続きまして、投資・財政計画についてであります。施設・設備投資の見通しであります「投資計画」と、財源の見通しであります「財政計画」の2つの計画で構成されております。健全な経営状況の場合には、これらが均衡することになりますが、均衡しない場合には、その解決に向けて取り組む必要があります。

投資計画の概要につきましては、「登別市水道施設整備計画」に基づきまして投資計画を作成しました。前期、中期、後期と時期を分け、浄水場、配水池、ポンプ場、管路につきまして事業を行ってまいります。

続きまして、投資・財政計画についてであります。財政計画は、将来の給水人口及び水需要の予測を基に、給水収益（水道料金収入）推計いたしました。投資・財政計画の構成についてですが、水道水を家庭にお届けするためにかかる

費用などの収支の「収益的収支」と浄水場や配水管の整備などを行うための収支の「資本的収支」の2つで構成されています。

続きまして、収益的収支の見通しについてでございますが、水道料金収入の減少に伴いまして、営業収益は減少する反面、施設整備に伴う減価償却費や支払利息の増加などにより、平成30年度及び平成33年度からは毎年純損失が生じる見込みとなっております。続きまして、資本的収支と補てん財源残高の見通しでございますが、必要な施設投資には、企業債を活用し、できるだけ建設改良積立金や減債積立金などの補てん財源を残しながらの運営を行っていくよう試みておりますが、補てん財源残高は平成32年度には底をつきまして、計画期間最終年度における累積財源不足は、13億円を超える見込みとなっております。

続きまして、経営戦略で定めた今後の取組内容と事後検証等に関する事項といたしまして、民間活力の検討、広域化への取組の推進、投資効果の検証、水道料金の改定こちらが今回の審議内容となります、それと料金未納者対策を進めながら、毎年度決算終了後に、投資・財政計画と決算値との比較を行い、乖離が発生した理由等についての分析を行います。また、利用者の皆様に広報のぼりべつ等を通じて公表するとともに、市議会に対しても適宜情報提供を行います。

以上で、「登別市水道事業経営戦略について」の説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様より、「登別市水道事業経営戦略について」、ご質問等があれば挙手にてお願いいたします。

(委員)

説明する際は、資料の何ページに載っているか説明してほしい。

2021年には赤字になるとの話だったが、もう何年も前から分かっていたと思うが、なぜ今まで何もやってこなかったのか。残った人たちが水道料金を全部支払わなければならなくなる。早くからきちんとした料金を出して徴収していれば、もっと健全化になっていたのではないか。また、何年前から赤字になることを気付いていたのでしょうか。

(会長)

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

料金改定の話ですが、前回平成19年の改定の後にどのような事業を進めてきたかということが根底にありまして、その進める根拠としまして、料金改定の必

要性をみななければならないのは3年から5年でやるような形になりますが、毎年決算の状況をみながら必要な時期かどうかを判断し、取り組んできたものです。

(委員)

3年から5年という話だが、前はいつ料金が上がったのでしょうか。

(事務局)

前は、平成19年に上げています。

改定については、その都度判断してきたところですが、その判断の段階でどのようなものを根拠として考えてきたかという、純利益や補てん財源残高を検証しつつ、現金がどの程度企業内にあるのかを見ながら、ギリギリ耐えられる状況であれば、なんとかそれで耐え忍んでいくべきだろうと事業を進めてきました。平成19年度以降このように取り組んではきましたが、様々な問題がありましてその一つが室蘭市との分水の取組みになります。この取組みの解決に平成23年までかかってしまいました。

分水について簡単に説明しますと、札内にある千歳浄水場は室蘭市の浄水場にあります。従前分水と言いまして、千歳浄水場で作った水の一部を、登別市が買うという形で運営をしてきました。そして、この分水前提で事業認可を受けていたのですが、平成19年に厚生労働省から、分水というのは一時的なもので、施設が故障した時に隣町から供給されるなど、一時的なものに限って分水という制度はあるものなので、登別市と室蘭市の間で長い間行われていることは、好ましくないと指導されました。その理由としては、水を買って供給するだけでは、責任度合いが明確でないという視点から、あくまでも分水は一時的なものであるとの話でした。当然以前からそういう考えだったとは思いますが、分水前提で認可を受けていたので、問題ないものと考えていたが、平成19年に指導を受けたことから、分水を改めました。改めた手法というのが、千歳浄水場の運営に、登別市も関わりを持つといった方法をとって、水を作る段階から登別市も責任を負うといった仕組みに変えたところです。この問題をきちんと整理しなければ、登別市は独自で浄水場を建設しなければならない等、様々な手法があったために、検討にある程度時間がかかってしまったところです。最終的には、施設を共同使用するという形で運営することになりました。この問題を整理しないと、将来の見込みが出せなかった。この分水の解消が平成23年までかかってしまった訳であります。

(委員)

その分水があったために、料金改定が短くなったのでしょうか

(事務局)

そういうことはありません。

平成23年まではそのような問題があったので、どのように整備していくかというところで、お金の使い方が変わってきますので、その部分を見直していかなければ、皆様に将来像をお示しできない状態でした。その後、経営戦略の本編の2頁にあります登別市水道事業ビジョンを平成28年1月に策定しておりまして、ここである程度この後どのように進んでいくかを判断いたしました。ここから、経営戦略に繋がっていきまして、この段階で不足がある程度見込まれてはいましたが、ある程度数年後までの経営戦略をお示し出来なければ、市民の皆様にしっかりとしたご説明ができませんので、手順踏んで取り組んだ結果今の時期になってしまったというところがございます。

(会長)

それでは、その他質問ございますでしょうか。

(委員)

かなり施設が老朽化してきて漏水が増えているとの話ですが、実際に作られている水の何割かは失われていると思うのですが、だいたい登別市の場合はどれくらいか、有収率と一般的には言うのですが、それが増えてきて見逃せないレベルとなっているのでしょうか。

(事務局)

平成28年度の決算値であります86.87%、平成27年度は85.0%平成26年度は82.99%と漏水を地道に直していることによって、有収率も上がってきている状態です。

有収率についてご説明させていただきますと、配水池から水を配るのですが、その配ったうちの、メーターを通った分が86.87%ということになります。各家庭のメーターを通る前に、漏水が生じているということで、13~4%が失われていることとなります。

有収率の計算方法なのですが、1年間の総有収水量を1年間の総配水量で割るものになります。

(委員)

簡単に言いますと、パイプで送水する際にどうしても継ぎ目の部分から少し出る場合があります、それが大きくなると噴水のようになり漏水が判明するのですが、地下でゆっくり漏れているものは発見出来ないもので、13~4%はどうしても失ってしまう。ですから長期的に言うと、漏水をしないようにして、有収率を90

%以上にするとかして、失われるものを減らして、作るものをコンパクトにする今は、たくさん作ってたくさん漏れてしまっているの、次の施設を作るときにそういうことをしていれば、経営的にたくさん作らなくても効率よく作ることができる。我々と同じように、昭和30年代に作られたものが急に老朽化してきて寿命を迎えている。目に見えて腐食が進んでいる。これは、道路の施設も全部そう、下水道も水道もそうですし、道路の陥没なんかを見るとよくわかる。今の時期ピークがここ10年位の時にきてしまうので、どうして今かというもう一つの説明、私たちの社会基盤施設、土木の分野でもやはり目に見えてそういうことがわかって対策をする。目に見えてもなかなか市民の方に理解をしてもらえない料金改定も難しいところがある。施設をどんどん更新していけばいいのですが、市民の方にわかりやすいタイミングという、施設の更新。出来るだけ市の方は値上げをしないで安い料金で水道をサービスするというのをずっと念頭に置かれていたと思います。やっぱりギリギリの経営努力でも賄えないのでというタイミングで、ここしかないということで。でも室蘭市はここまで検討していなくて登別市の方が先行している。室蘭市も同じような状況になると思う。自治体の中では、先送りにしているところが多いので、私なんかは、登別市のように先行して早く取り組まれているところが出てくると、他の市も、うちもそうだとすることでされるケースもあるのではないかと。

(会長)

ありがとうございます。その他、質問等ございますでしょうか。

それでは、無いようですので、引き続き事務局より、諮問事項であります、「水道料金の改定について」、説明をお願いします。

(事務局)

続きまして、諮問事項であります「水道料金の改定について」ご説明させていただきますが、今回は、お渡しております「水道料金の改定について」の資料に基づき、ご説明させていただきます。

まず、改定の経緯についてですが、先ほどご説明しました「登別市水道事業経営戦略」では、「純損益」が2021年度からマイナスになります。また、「補てん財源残高」も2020年度から不足が生じまして、計画期間の最終年度である2029年度では、13億円を越える不足額となる見込みです。

このため、支出の削減や未収金をできるだけ解消する経営努力のみでは、事業運営できないことが明らかとなりました。このような状況から、一定のルールに基づきまして定期的に水道料金の改定作業を行うことといたしました。

続きまして、料金改定に関する基本事項であります。水道料金の改定周期につきましても、2017年度から改定作業に着手いたしまして、2018年度は周知期間としまして、料金算定期間は、2019年度から2022年度までの4年間といたしました。

続きまして、水道料金の算定方法につきましても、「総括原価方式」と「資金収支積み上げ方式」という2つ方式がございます。2つの大きな違いは「資産維持費」を含めるかどうかであります。

「資産維持費」とは、事業の施設実体の維持等のために施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるものです。

続きまして、水道料金算定手順につきましても、まず投資、財政計画の策定をします。これは先ほど説明しました「登別市水道事業経営戦略」の策定がこれに当たります。続きまして、料金水準の算定（総括原価の算定）につきましても、後ほど、ご説明したいと思います。続きまして、料金体系の設定及び料金表の確定につきましても、「基本料金」と「計量料金」に分類し、料金表を確定いたします。

料金体系につきましても、「基本料金」とは、水道の使用水量の有無に関係なく、固定的にかかる経費として負担をお願いしている料金となります。水道メーター設置費や検針徴収経費等がこちらにあたります。また、「計量料金」とは、使用した水量に応じて必要となる経費の負担をお願いしている料金となります。電気代などの動力費や薬品費等がこちらにあたります。

続きまして、現行の料金表につきましても、家事用、家事用以外、公衆浴場用臨時用、消防用と用途別に分かれております。現在は「逦増料金制度」を採用しており、理由としましては、大口需要者への水利用の抑制や生活用水の低廉化の配慮が理由となります。また、基本水量を5立方メートルとしていますが、理由としましては、水の使用料に関係なく固定的に要する経費を公平に負担していただくためのものです。

続きまして、総括原価の算定につきましても、人件費、修繕費、減価償却費等の「営業費用」と支払利息、資産維持費等の「資本費用」を足したものが「総括原価」となります。これを料金収入で賄うこととなります。費用のところでは「資産維持費」以外の部分、人件費、修繕費、減価償却費、支払利息等につきましても、投資・財政計画で見込んだ数字を使っております。残った「資産維持費」の所要額の検証が必要となります。

続きまして、資産維持費の算出方法につきましても、資産維持費とは、対象資

産かける資産維持率となります。ここで、対象資産とは、償却資産額の料金算定期間の期首及び期末の平均残高となり、具体的には、「企業債償還金」や「施設の建設、改良、再構築に要する費用」（減価償却等不足額）や「工事増加額」（物価上昇分）であります。

続きまして、当市の水道事業における会計状況ですが、浄水場や配水管の整備などを行うための収支の「資本的収支」と、水道水を家庭にお届けするためにかかる費用などの収支の「収益的収支」があり、二本立てとなっております。

収益的収支の利益が純利益となります。これは純利益が発生している会計状況になりますが、収益的収支における減価償却費等は実際には現金支出の伴わないものであるため、損益勘定留保資金として、水道事業会計内に内部留保されます。この損益勘定留保資金は、過去に水道施設を建設した際の財源として借り入れを行った企業債の償還金に充てることとなります。残った損益勘定留保資金は、企業債とともに当該年度の建設費の一部に充てることとなります。これらの資金を充当しても、建設費の支払いに不足が生じることがあるため、積立金を充てることとなります。ただし、純利益が発生しておりますので、積立金として積み立てることが出来ます。

続きまして、純利益が発生しない場合ですが、資本的収支の不足分に対する資金の充当順序は、純利益が発生する場合と同じですが、純利益が発生しないので積立金に積み立てることが出来ない、取り崩す一方ですので積立金は減っていき資本的収支の財源に充てる資金が不足します。資本的収支の不足を補えなくなると水道事業会計は成り立たなくなり、一般企業で言えば倒産という形になってしまいます。

このようにならないように、積立金を貯めていくためには、簡単に言いますと積立金の取崩しが利益より多いと、積立金がたまらない状態となります、逆に、積立金の取崩しより利益が多いと、積立金がたまっていく状態となりますので、健全な経営が出来る状態となります。

「企業債償還金」の財源として使用されている減価償却費等の損益勘定留保資金分を資産維持費で確保できれば、将来の更新費用を内部留保金として企業内に積み立てることができることになり、施設の更新時には、積立金による自己資本で多くの資金を賄えるため、企業債への依存度が減少しまして、施設更新への備えと安定的な財政運営が可能となります。

以上のことから、「資産維持費に関する当市の方針」といたしましては、「企業債償還金」を計上することとしまして、「減価償却費等不足分」や「物価上昇

分」につきましては、将来の更新を見据える必要はあるものの、現利用者によくの負担を求めることになるために、資産維持費には含めないこととしました。

こちらで、料金改定率の設定をしますと、元金償還金を確保する場合には、資産維持率3.9%となり、料金改定率が47.19%となります。また、「水道料金算定要領」に則ると、資産維持率3.0%となり、料金改定率が38.14%となります。これらの改定率は、水道利用者への影響は非常に大きいものであり、大きな負担を与えることとなりますので、資産維持率については、元金償還額の1/2を確保するものとする、資産維持率1.95%となり、料金改定率が27.74%となります。

こちらの料金改定率27.74%の場合の投資・財政計画を作成しました。

収益的収支では、純利益は、2023年度及び2029年度を除き確保できる見込みとなっております。資本的収支では、補てん財源残高は、2023年度には2016年度並みの金額を確保できる見込みでありますので、中長期的には健全経営に向かうものと考えられます。

続きまして、料金改定率27.74%の新旧料金表になります

続きまして、具体的な改定影響額になります。27.74%の改定では、中長期的には健全経営に向かうと考えられるが、20%を超える料金改定では、利用者負担が非常に大きくなってしまいます。

実際の影響額としましては、5m³までの基本料金内の利用者では、12か月で4,128円、10m³の利用者では、12か月で6,852円、20m³の利用者では、12か月で13,140円の負担増となります。

これを踏まえまして、現時点における当市の考え方としては、この改定率27.74%を用いることにより、本市水道事業は健全経営に向かうことが可能となり、今後の施設更新時に多くの負担を利用者に対して求めなくても良いことが想定されます。しかしながら、改定率20%を超える料金改定では、1か月で20m³の利用者の1年間の影響額は、10,000円を超えることとなり、水道利用者への負担が大きくなるものと判断し、2019年度から2022年度までの4年間の事業運営に最低限必要な補てん財源残高（2億5千万円）を毎年度確保できる改定率19.49%としたいと考えております。

補てん財源2億5千万円の根拠につきましては、過去の建設改良費に対する補てん財源残高からと、現金現在高の推移の二つにより算出いたしました。

続きまして、料金改定率19.49%の場合の投資・財政計画となります。

まず、収益的収支では、純利益は、2022年度までは確保できる見込みです

が、2023年度以降は確保できなくなる見込みです。続きまして資本的収支がありますが、補てん財源残高は、2022年度までは確保できる見込みですが、2023年度以降は確保できなくなる見込みとなっております。

水道事業会計の今後の状況としましては、今改定期である2019年度から2022年度までの4年間につきましては、純利益も2億5千万円の補てん財源残高も確保することができますが、2023年度以降につきましては、事業運営に必要な補てん財源残高も純利益も確保できない事業体になることが予想されます。

このようなことから、本改定率はあくまでも2019年度から2022年度までの4年間、事業運営するための改定率でありまして、2023年度以降も事業運営するためには、次期改定期に再度料金改定の検討が必要となります。

続きまして、料金改定率19.49%の新旧料金表になります。

実際の改定による影響額としましては、5m³までの基本料金内の利用者では12か月で2,892円、10m³の利用者では、12か月で4,776円、20m³の利用者では、12か月で9,180円の負担増となります。

これらのことから、水道料金改定に関する概要としましては、改定後の料金表載せております。改定時期は、2019年4月1日、改定率つきましては、19.49%としました。公衆浴場用、臨時用及び消防用の水道料金につきましては現時点では使用水量が少ないことから、今改定期においては、料金改定を行わないこととします。

水道料金改定までの今後の流れにつきましては、本日が第1回目の審議会、第2回、第3回審議会を、4月と5月に開催する予定であります

また、利用者であります市民の皆様への情報提供につきましては、まず、4月1日号の広報のぼりべつにおいて、これまで説明してきました、水道料金改定に関する市の考え方を情報提供する予定でございます。また、4月下旬に市内3か所で住民説明会を開催する予定でございます。また、広報のぼりべつ5月号から8月号にかけて、審議会の結果や改定方針について情報提供していく予定でございます。

また、並行いたしまして、市議会への情報提供につきましても、各審議会終了後に、観光・経済委員会にて情報提供していきたいと考えております。

その後、平成30年第3回定例会（9月議会）へ条例改正（案）を提出予定でございます。改定は、平成31年4月1日の予定でございます。

以上、諮問事項であります「水道料金の改定について」、説明いたしました。

(会長)

ありがとうございました。それでは、諮問事項に関する資料につきまして、質疑に移りたいと思います。この事項につきまして、質問があれば挙手にてお願いいたします。

(委員)

一つお願いがあります、資料と説明が長いので、区切りのいいところで質問を受けてほしい。

資料中や市民に金額を示す際には、単位などをわかりやすくしてほしい。

資料2頁にあります、総括原価方式とは、どのように理解したらよいのか、例えば、家庭でいえば将来に向けて教育費を積み立てていくようなものでしょうか

(事務局)

一般会計であれば、収入と支出が現金の動きのみを見ているが、水道事業の場合は公益企業と言われ、一企業になるものですから、一般企業と似ているところがあり、施設を更新するために、減価償却費として積み立てをしています。その部分を資産維持費で賄いたいということです。家庭で言えば、将来に向けて積み立てているのと同様なものです。

(委員)

企業債は、どこから、どれくらい借りて、年利率はどの位なのでしょう。

(事務局)

企業債とは、最初事業を始める際に、一般企業であれば株主から資金集めをする等を行いますが、水道事業ではそのようなことは出来ない、借りるしか手法がない。その借りる先が、公的金融機関というものがあり、財務局から借りたり、金融公庫から借りたりすることで資金を用意している。水道事業だけではなく、自治体が事業する際には、起債をすることになる。

あと、利率の話ですが、通常推計する際には2%の数字を使っていますが、例えば、大きな施設を建てる場合は、40年かけて返していくことになりませんが、建設当初は大きな利益が見込めないであろうということから、元金償還が5年据え置きされ、その間は利子のみ返してくことになり、残りの35年間で元金を返えしていきます。実際の率ですが、平成29年度は0.7%であります。耐用年数が長いものは先ほどの償還期間になりますが、機械や電気設備等は10年償還になる等、物によって償還期間が変わってきます。

(委員)

市債を発行して、市民から借りることはできないのでしょうか。

(事務局)

可能性としてはあるのかもしれませんが、一般会計でも行っていないと思うので、もし行うのであれば水道事業単体ではなく、一般会計との整合も図っていかないといけないと思う。

(委員)

住民説明会を開催するとのことだが、「らくあ」など市民が集まる場所で開催してほしい。下水道の説明にも参加したが、参加者が少なかったのだ。

(事務局)

下水道の住民説明会において、参加者が少なかったことは、我々のPR不足が原因の全てだとは思っていますので、今後「らくあ」などの公共施設にポスターを貼り、周知を図りたいと考えている。説明会開催施設に関しては、すでに決定もしているので、変更は難しいところがあるが、ポスターを貼ることにより、いつ説明会が行われているかを認識してもらえるものと考えています

(委員)

下水道料金は、1月から上がっているが、水道と合わせると何%上がることになるのか教えてほしい。

(事務局)

下水道料金の改定率は、14.88%、水道料金が、19.49%となっているので、単純に合計にはならないので、合計で考えると17%位になるのではないのでしょうか。

(委員)

色々な家庭のパターンで料金を示してほしいが、可能でしょうか。

(事務局)

料金の計算方法が、使用水量に基づき計算するので、数量別に示しています。

逆算すれば計算は可能になるが、やはり水量が基なので、説明もそのような感じになってしまう。

(委員)

料金改定率が27%だと10年以上健全な経営が出来ると、19%であれば4年間は健全経営が出来るとのことだが、また料金が値上げになるのであれば、27%の改定率でいくということは出来ないのでしょうか、それともあくまで事務局案で決定するという事なのでしょうか。

(事務局)

これから次回以降の審議会で、色々な意見をいただき、議論していただいたも

のを踏まえて、実際の改定率等を決定していきます。

(委員)

今後の進め方として、市議会に承認されなかった場合は、再度審議会で議論するようになるのでしょうか。

(事務局)

この審議会から答申を受けた内容と、その後住民説明会を開催し、その反応を踏まえて、市長が最終的に判断下し、その判断を基に、議会に提案していく流れとなっています。ですので、改定が言い悪いという判断だけではなく、色々な意見をつけることは何も問題ありません。

(委員)

この資料を住民説明会で使うと理解してもらえないのではないかと。専門用語が多いので、説明会で使うのはかなり難しいのではないのでしょうか。

(事務局)

今回使用しました資料につきましては、議会に提出したものとほぼ同じものになっています。事前に資料をお渡ししていることで、目を通していただけるものと思いき、このような資料でご説明させていただきました。しかし市民の皆様を対象にする場合は、初めて聞く言葉や単語が並ぶこととなりますので、副会長の指摘の通りわかりやすいように、工夫は当然必要となると思っております。

(委員)

登別で1日1人どのくらい使用していて、何人家族でいくらになるのかを説明したほうがわかりやすいのではないのでしょうか。料金改定率と聞くとなかなか理解出来ないで、料金値上げ率とかにしたほうが理解しやすい。

営業費用や営業外費用など、聞いただけではどのような費用が含まれているのか説明してほしい。また、グラフで示したほうが収益の減り具合が見えるので、その理由等を説明すると、市民の皆さんもなぜ値上げなのかが理解出来るのかもしれない。1人1日あたりに使う量が減ってきており、家族構成が変わってきて、高齢化社会になると、使う水の量は減り、節水型機器の影響により収益は減っていく部分を補うために料金を値上げするという事を、市民に納得してもらいように説明しなければならない。その際にわかりやすいようにグラフを使用すれば、理解しやすいと思う。

(委員)

資料の6頁の図5中にある①、②、③、を具体的な言葉でわかるように表示してほしい。

(事務局)

皆さんにご理解いただけるような資料作りをしてきたところですが、さらに工夫をしてわかりやすいものを作っていきたい。

(委員)

料金の話ですが、1リットルの水を作るのにいくらかかっているのかという質問を生徒にするが、ペットボトルであれば200円程度すると思うが、実際に計算すると、1リットル0.2円となり、ペットボトルの値段と比べるとかなり安くなっている。このような安い値段で供給している状況なので、10%等の値上げは高く見えるが、我々の生活の中で、1リットル0.2円で買える液体はないと思う。そこが安い今の設定料金では事業がもたない状態になってきているのでだから1000円が1500円になるとか説明すると、一見高く見えるが、実際には、0.2円で1リットルを供給している状況なので、その部分を市民に説明する際に入れると、実際には安いんだという感覚がでるのかもしれない。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

(委員)

料金表にある、家事用、家事用以外とあるが、家事用以外とは工場用とか企業用のことなのでしょうか。

(事務局)

その通りでございます。

(委員)

2018年は周知期間となっているが、具体的にはどのような周知方法を検討しているのか。

(事務局)

我々が考えているのは、広報のぼりべつによる情報提供、住民説明会の開催、ホームページによる情報提供であります。本日、色々ご意見いただきましたので、それらを踏まえて別な方法がないか考えていきたいと思っております。

(委員)

資料中に、新旧料金表と書いてありますが、現行料金、改定料金と表示した方がわかりやすいかもしれないし、また、一部の表も横から縦に変えた方がわかりやすいと思うので、ぜひ検討してほしい。

(会長)

その他、ございますでしょうか。

(委員)

料金を上げることによって、具体的にはどこを直すのか。

(事務局)

登別市施設整備計画公表版の31頁に、今後の施設整備計画の基本的な考え方を示しております。この中で大きく40年の計画を立てており、1期、2期、3期、4期を10年ごとに分けまして、今見ているのが第1期の、平成28年度から平成37年度の施設の計画であります。その期間で行うのは、浄水場の延命化や老朽化に伴う更新、配水池の耐震化を計画しており、管路についても計画通りに進めてまいります。

詳細につきましては34頁に記載しておりまして、4期計画の1期目は、先ほどお話しましたとおり、浄水場、配水池、管路の更新で、管路は22.8kmの更新としております。この10年間の事業費は、68億6500万円の事業計画となっております。この期間は主に、主要施設の浄水場の更新を控えておりますので、このような事業費となっております。

(委員)

この部分については、市民の方に説明するのでしょうか。

(事務局)

説明する際には、資料を配布しないで、画面を見ていただいて説明しようと考えていますので、もっとわかりやすく、現状の説明や値上がりしたお金を実際に何に使うのかを説明していきたい。

(委員)

資料については、西暦の表示で作成してほしい。

(会長)

その他、ございますでしょうか

(委員)

建設改良費が2020年に上がるが、何か事業をするのでしょうか

(事務局)

温泉浄水場改築の更新事業を計画しているので、その事業費が計上されております。

(委員)

増えるグラフを作り、そこに何があるのか書くとわかりやすい。

(会長)

その他、ございますでしょうか

私の方からも、何点か質問があります。まず、2023年に営業費用が増えて
いるが何を見込んでいるのかということと、なかなか4年後なりの見込みをたて
るのは難しいとは思いますが、計画の見直しについてはどのように考えているかを回
答いただきたい。

(事務局)

2023年度に営業費用が増える要因ですが、温泉浄水場の建設に伴う減価償
却費や資産減耗費が計上されておりますので、その費用が増加しております。

(会長)

減価償却費は定額で計上されることを考えると、一時的に増えたことは、除却
費が大きな要因ということで理解しました。

(事務局)

施設整備計画について、ご説明させていただきますと、平成28年8月に策定
し、この中で40年先までの計画を立てて、4期に分けております。そしてその
前年に策定しました上位計画であります、水道事業ビジョンとの整合した計画期
間としております。1期が終わる寸前に、PDCAサイクルのような確認を行い
見直しをかけて行っていくこととなります。今の計画については、施設整備計画
に基づいているものであります。

(会長)

整備計画の見直しのサイクルというのはどうのようになっていますか。

(事務局)

1期目が終わる直前になりますので、10年毎となります。

(会長)

10年という長いスパンを見通すというのは難しい中で、計画の途中、5年な
り3年で見直しをかけないと、状況がかわっているのに昔のままの投資を行うこ
とで結果事業運営が苦しくなるということがありますので、10年で見直すのは
いいが、途中で10年の計画期間がいいものなのか、見直すタイミングがあつて
もいいのではないかと思います。

(事務局)

会長のご指摘の通り、経営戦略自体を4年に一度見直すということを考えてお
りますので、全体的な整備という部分では10年に一度ということにはなります
が、明らかにおかしな部分については、修正をかける必要があると思いますので
4年毎に行ってまいります。

(委員)

平成19年の値上げの際に、どの位節水意識が高まり、使用量が減ったということはあったのでしょうか、また事業所では改定の影響が大きいと思うが、個別に説明は行わないのでしょうか

(事務局)

平成19年の値上げの影響については、本日資料を用意しておりませんので、申し訳ありませんがお答えできません。

また、今のところは個別に説明に回るといようなことは考えておりません、あくまで一利用者として位置づけしていますので、現在予定しております、情報提供を行っていき、本日いただいた色々なアイデアを検討し、盛り込めるものは盛り込んでいきますが、事業所だけを個別にするとかは考えておりません。

(委員)

懸念しているのが、事業所は使用量が多いと思うので、そこが節約傾向になると、水需要が見込みよりも落ち込むことが考えられるので、ある程度幅をもって水量の予測を行うことも考慮した方が良くと思います。

(会長)

その他、ございますでしょうか。

(委員)

今、登別市に住んでいる人が5年、10年後に居るかはわからないが、将来に向けた部分とは言っても、今現在住んでいる人も利用しているので、値上がり幅が大きくなっても、10年間健全経営が出来て、将来に向けた積立ができるようにした方がいいと思います。

また、今回提示された改定率は、料金の上昇を1万円以内に抑えるために決定したと感じられるが、そうではなく、老朽化が酷く、安全な水の供給が出来なくなるので、今このような整備をしなければならぬために、値上げが必要なのでお願いしますと説明した方が、市民は納得すると思います。また、先ほど見た浄水場の写真では、こんな所で水を作っているのかと感じましたし、古くなると薬品も多く使うのではないかと素人的には思ってしまう。

(委員)

確かに、温泉浄水場の老朽具合には大変驚いたので、市民説明会の時に写真をパネルにしてみせると、インパクトがあるのではないのでしょうか。

(事務局)

説明会の会場にパネルで写真を展示することとします。

(委員)

施設整備で膜ろ過とか新しい方式を、採用するなどの話をしてはどうか。

値上げした分が施設の刷新につながるということがわかれば、理解を得られるのではないのでしょうか。

(事務局)

今回の算定期間の4年間で一番大きく費用がかかるものは、温泉浄水場の更新ですので、次回に現段階での温泉浄水場の更新の進め方について、ご説明したいと思います。

(委員)

施設整備の中で新しい手法を導入し、薬品の使用量が少ない水を供給できる等サービスの向上に繋がることわかと良いと思う。

6 その他

(会長)

他にございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは諮問事項の質疑につきましてはここまでいたします。

次回にあたりまして、事務局に準備していただきたい資料ですが、まず一つめは、「漏水状況の経年比較」の資料が一点と、平成19年度の値上げのタイミングでどの程度節水意識の高まりから収益が落ちたのか、今回の値上げでも同じような傾向が見られると思うので、「平成19年度の値上げのタイミングでの収入の減少について」の資料2つをお願いしたいところですが、委員の皆様からも要望等ございませんでしょうか。

この後、住民説明会があり、その後に2回目の審議会の開催となると思いますが、その住民説明会では、市民の方に見やすい表示で、専門用語の部分はわかりやすい言葉に替える等して資料の作成をお願いします。また周知方法については自分も広報誌をいつも見る方ではないので、その様に考えると、住民の皆さんに知ってもらうということはとても難しいことではありますが、せめて役所に来ていただいた人にはチラシを配るとか、周知の方法を工夫していただきたい。また住民説明会の中でもわかりやすさは当然ながら、料金改定によりサービスが向上するといったところも説明していただければと思います。

後、次回以降パワーポイントと同じ資料が必要でしょうか。

(委員)

パワーポイントに資料の何頁と表示してほしい。

(会長)

次回につきましては、審議の内容としましては、住民説明会を受けて今後の料金改定について審議をしていくこととなりますが、その中には、提示された改定率19.49%がいいものなのか、もしくはもっと長いスパンで見て、27.74%がいいものなのか、どちらの改定率がいいのかも含めまして、審議していきたいと思っております。

次回の日程についてですが、住民説明会の話をしていただくとなりますと、4月27日の金曜日、2時半から開催してはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

それでは第2回の審議会は、4月27日、午後2時半から開催することといたします。開催案内等につきましては、開催1週間前を目途に、事務局より送付いたします。その他委員の皆様より何か質問等ございますでしょうか。それでは、最後に事務局より連絡事項等あればお願いします。

(事務局)

一点ですけれども、連絡事項があります。

今後審議会に参加された委員の皆様へ、報酬をお支払いすることになりますので、本日お配りしました、「報酬等振込先口座申出書」に必要事項を記入の上、返信用封筒で1週間以内に郵送していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

これについて、委員の皆様より質問等ありませんでしょうか。

(なしの声あり)

7 閉会

(会長)

無いようですので、第1回審議会を閉会いたします。

皆様、本日はありがとうございました。

終了 午後4時20分